

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月6日

地方競馬全国協会

本部会計契約担当役 三浦 正充

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 電話交換機設備一式のリース
- | | |
|--------|---------------------|
| 電話交換機 | 1式 |
| 多機能電話機 | 110台 (うちコードレスタイプ2台) |
| 一般電話機 | 5台 |

(2) 仕様等 入札説明書(仕様書)のとおり

(3) 入札の方法

落札者の決定に際しては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(月額リース料)の108分の100に相当する金額(=消費税抜金額)を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 次に該当しないものであること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者(未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。
- ② 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行する

ことを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり協会職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 理由がなく契約を履行しなかった者。

(カ) 上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

④ 入札参加表明及び競争参加資格確認書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者。

⑤ 本件公告の日から入札執行までの間に本会又は以下の者から指名停止または取引停止の措置を受けている者。

農林水産省（関東区域） 地方競馬各主催者

(2) 貸金業法（昭和 58 年 5 月 13 日法律第 32 号）に基づく貸金業登録を有する者であること。または、平成 28・29・30 年度競争参加資格者名簿（全省庁統一資格）による契約の種類「役務の提供」（貸貸借）において等級が A、B 又は C に格付けされている者であること。

(3) 暴力団排除に関する誓約事項について同意する者であること。

(4) 本公告及び入札説明書に記載した必要な手続きを行った者であること。

3. 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル北館 5 階

地方競馬全国協会 総務部経理課

電話 03-3583-6807 e-mail : keiri@nar.keiba.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間

平成 30 年 3 月 6 日（火）から平成 30 年 3 月 19 日（月）までの土日祝を除く毎日午前 10 時から午後 5 時まで。 ※ 事前連絡のこと。

(3) 入札の参加表明及び参加資格確認書の提出期限

平成 30 年 3 月 20 日（火）午後 3 時

(4) 入札の日時及び場所

平成 30 年 3 月 22 日（木）午前 10 時 30 分

地方競馬全国協会役員会議室（南館 4 階）

4. 入札保証金及び契約保証金
免除する。

5. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

(1) 意思表示が民法上無効とされる入札書

(ア) 公序良俗に反する入札

(イ) 心裡留保による入札

(ウ) 虚偽表示による入札

(エ) 錯誤による入札

(2) 地方競馬全国協会入札心得「9.入札書の無効」に該当する入札書

6. 契約書の作成の要否
要

7. 落札者の決定方法

物件代金に対する月額リース料(税抜き)をもって入札することとし、当協会の契約担当役が別に定める予定価格の範囲内で最低金額を提示した業者を落札業者とする。

8. 落札者の決定方法の例外

次のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内において総価の最低価格をもって有効な入札を行った者であっても落札者とししない。

(1) 相手方となる者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるとき。

(2) 相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した業務の履行がされないおそれがあると認められるとき。

9. その他

詳細は、入札説明書（仕様書）による。

以上